

令和8年度 彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務質問／回答

No.	質問内容	回答
1	<p>企画提案選考実施要領「5. (2) 提出書類」の項番5「観光誘客プロモーション業務の実績等」について、同様の業務に対する支援実績がない場合、参加資格はありますでしょうか。 (現在、新規領域として提案活動中のため、お伺いします。)</p>	<p>観光誘客プロモーション業務の実績につきましては、本市が選考の参考として確認させていただくものであり、本プロポーザルの参加資格要件には定めておりません。したがって、同様の支援実績がない場合であってもご参加いただけます。</p>
2	<p>仕様書「2. 業務内容」について、本委託の範囲は、企画内容をメディア等の活用による情報発信及び効果検証することが業務対象であり、これらをより効果的に実現するためのコンテンツ開発、システム環境の整備・実装・運用に係る費用は、別途協議できると考えて良いでしょうか。</p>	<p>本委託業務に係る費用につきましては、仕様書「6. 留意事項(1)」に定めております通り、本業務の実施に必要な経費を全て含むものとしております。そのため、委託料上限額を超えた追加費用の支出(別途協議による増額など)はございません。提示された上限額の範囲内で実施可能な企画提案をお願いいたします。</p>